

Title	「占城国訳語」の成立：明代言語資料の側面についての覚書
Sub Title	Établissement du texte du vocabulaire des langues chinois-cam : Essai sur le caractère des matériaux linguistiques sous les Ming
Author	川本, 邦衛(Kawamoto, Kunie)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	1989
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.54, (1989. 3) ,p.313(104)- 331(86)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	村松暎, 藤田祐賢両教授退任記念論文集
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00540001-0331">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00540001-0331</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 「占城国訳語」の成立

——明代言語資料の側面についての覚書——

川 本 邦 衛

—

明代の言語資料として知られる『華夷訳語』は、中国語学研究的の領域から見れば、まずそれが成立した時代の中国語、とりわけ同時代の漢字の音を推定せしむる音韻資料として注目される。それはこの資料が、中国語の見出し語を掲げて、これに対する周辺諸言語の相当語彙を漢字による表音によって記述した簡易な辞書、あるいは対訳語彙集であって、いわゆる目標言語の音韻事象をいかなる音価を有する文字が表わしているかを整理することによって、同時代の中国語の言語音を推定する研究に寄与せしめ得るという至極平明な理屈による。しかし、そのためにも、そしてこうした語彙集に対してもつべき第一義的な関心からしても、先ず漢字によって表記されている、中国語に対応する語彙が、もとの言語でどのように再現されるかが初歩的な問題となることはいうまでもない。

この『華夷訳語』に最初に書誌学的な考察を加え、これを甲、乙、丙の三種類に分類して考えることを提唱されたのは石田幹之助氏の「女真語研究の新資料」（『桑原博士還暦記念東洋史論業』、1931）である。以後この言語資料に言及する時には、しばしばこの論文が引用され、また常に『華夷訳語』某種本、或いは某種『華夷訳語』といういい方がなされてきたことは多く知られるところである。<sup>0)</sup>

いまここにいうのは、以下に述べるような動機から関心を持ち続けて来た、丙種『華夷訳語』が収める「占城国訳語」である。丙種『華夷訳語』

は、最近の辞書学的ないい方をあえてするならば、中国語を起点言語として、十種以上十三種に及ぶ中国周辺の言語を別個に対訳した語彙集で、いわゆる見出し語彙を多くは七百余、概していえば、いずれも数百以上を収録し、明末の茅瑞徵の所輯と称せられ、時に巻首に朱之蕃の序を附している『華夷訳語』で、そして石田氏の解題論文がことさらに註して「マスペロ博士に従えば会同館の館員が習った諸国の語を録したのではないかと思われる」というものである。丙種『華夷訳語』として知られる伝本は九種で、その諸本のうち三種は書目などに外題と目録が見えているだけで実物は伝わらないので、実際の伝本の種類は六種、夫々に内容に差異があり、かつてはそれらが別種のものであると思われることもあった。が、今日では要するに同一の原本が諸種の写本で伝わっているだけであると考えられ、誰もそれを疑わない。

これらはそれぞれ倫敦本、河内本、稲葉本、水戸本、静嘉堂本、阿波国文庫本と呼ばれているが、もとハノイ Hà Nội にあったフランス極東学院 École Française d'Extrême Orient が所蔵した「河内」本と（現在パリにある同学院が蔵するか否かは不詳）、わが国の徳島市光慶図書館の旧阿波国文庫に蔵せられていて、昭和二十五年、天皇の徳島市行幸に際して天覧準備中に火災に遭って焼失した、いわゆる「阿波国文庫本」が最も多く十三種の言語をその内容としている。十三の言語とは、朝鮮、琉球、日本、安南、占城、暹羅、韃靼、畏兀兒、西蕃、回回、滿刺加、女直、百夷である。前述の書目などに見える諸本、幕末の幕臣、書物奉行であった近藤守重の『正齋書籍考』に見える、いわゆる「正齋目録本」と、文化文政年間に書誌学者として知られた江戸の書賈、松沢老泉がその『彙刻書目外集』に録している「彙刻書目外集所載本」と呼ばれているものも、十三の言語を内容としており、かつまた収録する言語の種類に互いに異同がなく、他にこの数より多くの言語を含むものが伝わらぬので、「阿波国文庫本」などのように十三種の言語の対訳語彙集を「某々訳語」と題して内容とするものが完全なものと考えられてきている。

「占城国訳語」は、六種の伝本のうち水戸の彰考館が蔵した「水戸本」(太平洋戦争中の戦災により焼失)を除く他の全てのテキストに含まれている。それが内容とする言語は、言及する資料の性格と年代から、本稿では屢々占城語の呼称を用いるが、いうまでもなくインドシナ半島のチャム Cham 族の言語たるチャム語、その自称でいうところの Sáp Căm である。「占城国訳語」に対する興味と関心は、1962年から64年にかけて、旧越南共和国政権の考古院に所属していた Jaya Pa-Nrang 氏について、この言語を学習し、併せて同氏の協力を得てラデー語の資料<sup>(1)</sup>をもとに、ささやかながら『チャム語階梯』<sup>(2)</sup>のごとき資料的研究を作成して以来のことである。公刊を目的とせず座右に置くために、このような資料的作品を作ったのは、「占城国訳語」中の中国語の漢字の意味と音声をあたえて informant から相当語彙を抜き出すというような方法が、必ずしも適当であるとは思えなかったからであり、こうした資料で具体的に日常語彙を拾取できることを期待したからである。

「占城国訳語」にみえる占城語の考釈には、かつて E.D.Edwards 及び C. O.Blagden 両氏による研究、“A Chinese vocabulary of Cham words and phrases”<sup>(3)</sup>があるが、その研究の結果は、再現できた項目の数からすれば、他の「訳語」の考釈と比較して、少からず芳しくないといえよう。この論文が語彙の考釈に多くのブランクを残したまま終わった理由の一斑は、もし論文の緒言が通りであるとすれば、その研究が索引資料を専ら Étienne Aymonier と Antoine Cabaton の *Dictionnaire Ćam-Français* (Paris, 1906)<sup>(4)</sup> に便ったからではないか、というのが当時からの正直な感想であり、この感想は現在でも変わっていない。そしてそれは前記論文の緒言で a first-class piece of work と賛辞をもって紹介されている、Aymonier et Cabaton の辞書に問題があるのではなく、問題はどちらかといえば、碑文資料を基礎としたこの辞書の lexicographie が、時代を遡った言語であるとはいえ、概して日常用語の対訳辞彙の性格をもっている『華夷訳語』の

ような言語資料の、漢字によって音訳された原語を再構するには、十分に機能的ではないのではあるまいか、という故意の偏見を全くは否定できないのである。

従って Edwards and Blagden 論文が、未解決のまま残した語彙の考釈に、繰り返すようだが、日常の生活言語から採った、碑文資料に対して、いうならばより生の資料を、対照索引の基礎とすることで、若干は未解決語彙の考釈を補うことができるかも知れないと考えたのが、前記の試作であった。その後 Nại Thành Bô (越名) 氏以下六名のチャム人学者を informant として、この言語の口語を資料とする Gerard Moussay 氏の労作<sup>(5)</sup>が出来したが、概ねこうした辞書によっても、辞書による索引のみでこの「訳語」の考釈に向うのは、いずれにしても困難である経験も経たので、種々工夫を試みているが、なお道遠しの感は否めない。

そして最近になって「占城国訳語」自体がもつ何らかの理由が、この研究を困難にしているのではないかという考えもあり得ると思ひ、この「訳語」が明代の中国人にとって如何なる性格の「学習書」であったかを考慮することも無駄ではないと考えるようになったので、そのことについていささか書いておくことにした。

一口に三種『華夷訳語』といってもこの名によって知られる諸言語の、それぞれの編冊の内容は、対象となっている言語によって必ずしも一概ではなく、同様の体裁を整えているように見えても、その成立にいたる編纂の過程も方法もまちまちではなかったのかと思う。恐らくは先ずその言語に関する編冊部分が、いったいどのようにして、どのような水準で編纂されたかについて、かなりの考慮を加えることも、対象言語の語彙再構に際して必要であろうと思う。

### 三

「占城国訳語」が内容とするチャム Cham 族の言語は、漢字ではすでにここに用いているように今でも時に占城語と書き表わし、あるいはまたは

占婆語と書くことがあるが、その現況はそうした漢名によって呼ばれるに  
適しくない。チャム族の現況は、ヴェトナムの中部南辺の東海岸 Phan  
Rang (漢名=潘郎, 自称=nukār Panrang, Pang-Tarang) 以南及びカン  
ボジアのメコン河流域のコンポンチャム Kompong-Cham や、タケオ  
Takeo, 及びトンレサップ河上流域のコンポントーム Kompong-Thom,  
バットムバン Battam-Bang など数地方と、シャム湾に臨む南海岸カムボ  
ット Kampot 付近などに居住する少数民族であるが、往古はインドシナ半  
島のメコン・ドンナイ・デルタ北方から半島東海岸北緯16度線の北あたり  
までを版図として、強盛な王国を経営した海洋交易民族で、古くは林邑の  
名で中国の文献に記載されていた。

古代にインド文化の色濃い影響を被っていたこの民族は、ヴェトナム人  
の大越国の南進によって一部はカンボジアに流れ、一部はヴェトナム領に  
残ったが、カンボジアに移った一派はイスラム教文化を受容して現在に至  
り、今日ではアラビア文字を使用するようになり、ヴェトナムに残存して  
いる一派が、依然としてヒンズー教的要素が混淆した伝統文化を保持し、  
サンスクリットの Devanāgarī の変形文字を用いていることは本邦の百科  
辞典の該当項目にも記述され、一般に知られる通りである。その言語はか  
つてはオースロアジア語族に所属する言語に擬せられていたが、今日では  
これをオーストロネシア語族インドネシア系とするのがほぼ定説で、その  
語彙にモン・クメール系言語からの借用語彙がはなはだ多いことが指摘さ  
れているが、なおその実相を詳細にする研究は寡い。

チャム族の自称でいうチャンパ Campā 王国が中国史料では林邑、環、占  
婆、占城などの名によって文献に見えることは、よく知られている。この  
うち歴史的には林邑の名によって称された時期が最も長く、漢代の日南郡  
の南方に起ったこの民族が、ほぼ何時頃、中国の支配を拒んで独立の状態  
になったかは、なお議論があることながら、王 Rudravarman 二世を最後  
に、唐の天宝十三載(754)の末に滅亡した第四王朝のあたりまでが、この  
名によって呼ばれたことは、明鈔本の『水経注』の温水の条や、『明史』に  
「至徳後, 改国号曰環」と見えていることによって明らかになっている。「環」

の呼称は『新唐書』環王伝にもすでに明確であるが、そこには、その他の国名として占不勞または占婆の名も見え、第六王朝の創始者 Indravarman 二世が、現在の Phan Rang (古称 Pāṇḍuraṅga) から、北方の Đông Dương [東陽] 遺跡として著名な Indrapura に遷都した時代から、占城国の名によって呼ばれた。この言語を占城語の名をもって称するの、この王国の名に因むのである。但し、王国のこれらの名称については、従来、種々の論議が行なわれているが、今は惜いて詳細に立ち入らないことにする。

しかし、ともかくその Sanscrit 碑文によって判明しているところでは 875年 (唐, 乾符二年) から 900年 (光化三年) まで、Indrapura を王都とした第六王朝を継いで Vijaya (漢名=仏逝, 後世の Bình Định [平定]) に遷都した Haravarman に始まる、第七王朝の Indravarman 三世が、顕徳二年 (958), 後周世宗に朝貢したことが『新五代史』や『宋史』に見え、ついで Jaya-Indravarman 一世が建隆二年 (961) に宋に入貢して、同じく『宋史』にこの王の宋への朝貢が六度にわたったとされているあたりが、唐代以後の中国との交渉の始めである。しかし以後のこの民族の歴史は、南漢から独立した丁朝の大瞿越以後のヴェトナム歴代王朝との抗争史であり、大越国ヴェトナムの、とりわけ陳、黎両王朝、なかでも後者の広南領阮氏の南進により、勢力と国土を削がれて、より南方へと逐われ、大越の正史『大越史記全書』の記述によって窺い得るところでは、恐らく丙種『華夷訳語』成立の時代の前後には、すでに昔日の面影はなく、王国として存立していたかどうかとも疑わしい。そしてこのあたりにさきに書いた問題のひとつの所在があるように思う。

#### 四

丙種『華夷訳語』の各「某々訳語」が収容する項目数には異同があり、またそれぞれ門別に類別された語彙などの内容も一様ではない。例えば「日本館訳語」は、その「天文門」に、四十二の項目を掲げているが、「琉球国訳語」のそれは二十四項目で、しかもその中には前者で「時令門」に収め

られている数語が含まれている等々である。「占城国訳語」が収める語彙などの総項目数は六百一項目である。これは「安南訳語」の七百十六項目より少ない数字であるが、その他の十一種の「某々訳語」と較べて体裁、項目数ともに見劣りのするものではない。

E.D.Edwards and C.O.Blagden 論文は、もっぱら Aymonier et Cabaton の辞書を利用した研究であることを、この辞書に対する賛辞とともに述べていることは先にもいった通りであるが、使用した伝本テキストは、文末の注記によれば、ロンドンの University College 所蔵の R.Morrison collection に属する、いわゆる「倫敦本」である。そしてその結果、十七門に類別された語彙六百一項目のうち、未詳または、多分、前記の辞書では解決不可能の意味で [not recorded] と判定された語彙九項目を含み、考釈が空欄のまま残された項目が百二十七項目、部分的に解釈が不可能で、原語を再構し得なかった項目が八十二項目と数えられ、考釈が到達しなかった項目の合計は概算で二百十八項目に及んでいる。この論文で再構された残余の項目の考釈がすべて妥当であるとしても、この数字は、この資料の読解が如何に困難であることを表わしているものといえるかも知れない。

初歩的な試みから、その「天文門」の考釈について見てみる。

「占城国訳語」が掲げる「天分門」の語彙などは六十一項目であるが、Edwards and Blagden は、(8)「霜」[沾] [chan] と (15)「雹」[卜] [pu] を [not recorded] とし、(13)「煙」を mist または vapour の意味においては占訳[賒喇]の考釈が及ばない語として空欄のままに残している。「雹」[卜] は、とりあえず rabuk と考えてよいと思うが、「煙」[賒喇] はそもそも <mist, vapour> の意味では再構されないとされるし、「霜」[沾] についても、Edwards and Blagden のように、「霜」の意味を <frost> に限るかぎり、これを [沾] の字音 [chan] からは、推考は及ばないであろう。「天文門」には、[沾] を含んだ語彙及び句が以下のように掲示されていて、上の論文ではこれらのあるものは部分的に解決されているものもあり、またすでに該当語彙が再構されているものもあるので上記の論文で考釈が至



らぬ [沾] を含む語彙及びこの語に関連して、なおつぎのような考慮の余地がある。

- |                 |                       |                        |
|-----------------|-----------------------|------------------------|
| (4) 「雨」[胡沾]     | (hu chan)             | hujan(haçan)           |
| (10) 「雪」[八胡沾]   | (pa hu chan)          | -hujan(-haçan)         |
| (53) 「大雨」[弄胡沾]  | (nung (lung) hu chan) | -hujan(-haçan)         |
| (54) 「小雨」[乃胡沾]  | (nai hu chan)         | hujan naih(haçan nêh)  |
| (55) 「下雨」[胡沾]   | (hu chan)             | hujan(haçan)           |
| (56) 「雨住」[胡沾定]  | (hu chan ting)        | hujan-(haçan-)         |
| (57) 「有雨」[馬答胡沾] | (ma ta hu chan)       | mōdā hujan(māta haçan) |
| (58) 「無雨」[哈波胡沾] | (ha po hu chan)       | pak hujan(pā' haçan)   |
| (59) 「下雪」[胡沾除喇] | (hu chan she la)      | hujan --(haçan--)      |

(6)

(59) [胡沾除喇] については、[胡沾] に合成されている [除喇] が、前述のように(13)「煙」[除喇]で解決されておらず、(53) [弄胡沾]、(56) [胡沾定]にもなお問題があるが、これらについては今は措き、あとの問題とする。上に掲げた九項目は、すべて[沾]を含んでいるが、[胡沾]を hujan(haçan) = <雨> とすることには、誤りがないであろうから、(54) [乃胡沾] naih hujan は本来の統辞で hujan naih (haçan nêh) = <小雨, こさめ> であり、(57) [馬答胡沾] と (58) [哈波胡沾] は、Aymonier et Cabaton により [馬答] mō dā と [哈波] pak の意味が動ぬところであるから、それぞれ mō dā hujan <雨が降る, 降っている>, pak hujan <雨が降らない, 降っていない> は妥当の解釈であろう。また (55) [胡沾] も、名詞の(4) 「雨」[胡沾] に対する動詞として考えれば良い。

(10) 「雪」[八胡沾] については、hujan(haçan) = <雨> と batāu(patōw) または patōw = <石> の合成語と考えなければならぬ。このことは、さきに上記の論文を中国語に翻訳した許雲樵氏が夙に指摘されている<sup>(7)</sup> が、ただ同氏は [八] は batāu を略したものであることをいうほかに、この意義素が或いは <氷> から派生した可能性も指摘しておられる。しかしこの

見解には目下のところ同意できない。

〈氷〉については、原文テキスト(14)に「氷」[八牙]が見える。Edwards and Blagdenは「地理門」の(64)「氷」[牙]〔ya〕と、(100)「氷水」[八牙]〔pa ya〕とに対して、[牙]を*ĭā*〈氷〉と解くものの、[八]paの考釈を不可能とし、“As snow and ice can not have been familiar to the Chams, one may suppose that some kind of paraphrase was coined for the occasion”と補注している。許雲樵氏はこれについて『「八牙」殆為 *batāu ĭā* 之略，此言水石，亦即氷之義也。二字応倒置』と述べているが、これに対しても必らずしも同意はできない。[八牙] *batāu ĭā* が〈氷〉であることには問題はないであろう。しかし、より正確にいうと[八牙]は *batāu ĭā* の短縮形ではなく、[八]が *batāu* であることは前記の通りで、さらにいうならば、これは *batāu* の音を中国人の聴覚がこれを一音節としてとらえたことを意味するものであろう。また許氏の意見では *batāu ĭā* は「水石」であって、この二語を中国語では倒置して考えるのが適当であるといっているように思われるが、これは *batāu* が *ĭā* を修飾すべきであることから、本来の統辞では *ĭā batāu* であるべきだという意味において誤りではない。前に見た通り、(54)「小雨」は[乃胡沾]と占訳されているが、これについては Edwards and Blagden が *the order is inverted* と注し、これも中国語の語順通りに *naih hujan* と解釈せずに *hujan naih* (= *hāçan nēh*) に同定したのが正解であった。*batāu ĭā* を *ĭā batāu* と考えるのも同様の理屈である。

このように本「訳語」においては、修飾辞と被修飾辞の接続は、「雪」[八胡沾]のように、本来の語序をとっているものもあるが、占城語の統辞が無視されている例は決して少くない。「安南訳語」「天文門」に「氷」が存在しないのは、南方の言語がこの語彙を所有しないことを前提にしたものか否かは明確ではないが、ヴェトナム語では、この名辞は *nước đá* で、*đá*〈石〉が *nước*〈水〉を修飾する。占城語の[八牙]は、中国人が占人の informant に無理な造語を強制したか、あるいは、また少なくとも、こうした部分に限ってヴェトナム語が媒介になっている可能性があるかも知れない。管

見では、[胡沾]と[沾]すなわちjanとhujanは同義語であって、ともに〈雨〉と解して良いと思う。ただしjanとhujanとを比較すれば、後者は、〈雨粒の落ちてくる(本格的な)雨〉であり、前者は〈細かい霧または霧雨〉である。よって目下の理解では「霜」に対する[沾]janは〈きり〉としておく。これは「安南訳語」には「霜」もまた存在しないが、その言語で「霜」の字音であるsurongがまさしく「霧」を意味することと符号する。

## 五

丙種『華夷訳語』が後述のように明代後期に、会同館で編纂され、かつ会同館の館員、とりわけ恐らくはこの館の「処」といった各処に所属する各国通事や、あるいは通事の候補または見習いともいうべき周辺の人員の域外言語に対する学習と関係がある文書であったことは疑い得ない。直接に、このことをいう資料はないが、それは明代の会同館の沿革を伝える資料や、『大明会典』の記事から状況的に推論される結果である。これを明初に建置された会同館(会通館)の組織や活動に関する『大明会典』の記事に基づいて、Henri Masperoが与えた明確な指摘は既に古いことだが<sup>(8)</sup>、それがその十九年の後に、本稿の冒頭にいった石田幹之助博士の書誌的研究に紹介されて以来、細かい点については若干の論争はあるが、大筋でこの理解が行われてきた。

明代に域外から明朝朝廷に上られた、表文の翻訳を掌った官署である四夷館で編纂された、乙種『華夷訳語』が表文または「來文」の翻訳に関する手引きの体裁であったことから見ると、丙種『華夷訳語』は常用的、日用的語彙や短句を取めた、全く別種の語学書であると言わなければならない。が、そもそもそれは四夷館と会同館の二つの官署が異なる職務を分掌していたことに帰せられるのである。

元の至元年間に置かれた会同館は、元代には礼部に属して、もっぱら外国使臣の召見接待を掌ったが、明代にははじめ兵部に所属し、主として駅遞の事務を主管し、正統年間(1436~48)以後になって、京師に滞在中の

朝貢の使臣を宿泊せしめ、礼部より輪番で派遣される主客司の官員による接待を行い、会同館の館員もまた、随員として入国した交易商人を饗応し、同時に政府用達の御用商人との間で行われる貿易実務を監督した。いわば、四夷館の主たる職務は譯字官に委任されたのに対し、会同館では各国通事と称せられた通事が、直接の職務を負ったのである。いきおい会同館のこれらの通事たち、またはその周囲の人事が、それぞれ各国の言語に実用的に通じていなければならなかったこと、またそのための人材を常に補欠するために、常時諸言語について学習と教授が行われていたわけであろうが、兩種『華夷訳語』がすべてそのための、通常にいうところの学習書であって、教卓を挟んで用いられるべき教科書の如き書冊であったかどうかは一考の余地がある。

それが中国人の域外の言語に対する「学習書」であるという前提でいえば、前節の僅かな例によっても気付くように、少なくとも「占城国訳語」は基本的にすこぶる問題のある「学習書」であったといわなければならない。

問題点は少なくとも二点ある。第一点は本来南方の言語である占城語が、その語彙体系に所有していたはずがない意義概念の中国語が、起点言語として与えられ、これに対して Edwards and Blagden が註するように、一見、無理な造語が行われている点である。第二点は文法的な統辞法の混乱に関する問題で、所与の中国語に対して掲げられた占城語の語彙が、修飾構造で、この言語ではあり得ない語序の接続になっていることが少なくないことである。もし仮に、これらの「某々訳語」が教科書を意味する「学習書」であれば、この語学水準で、朝貢使臣の接待や随員の饗応が果たせたか否かは、大いに疑いをもたれるところであろう。

目標言語ではあり得ない、中国語の語彙の修飾構造をあてはめた例を羅列している点について見るならば、これは「占城国訳語」だけでなく「安南訳語」にも少からず見られる共通した錯誤の例である。「占城国訳語」については上に見た通りであるが、これを「安南訳語」の「天文門」に検証するだけでもつぎの如くである。音訳の漢字を正書法の転写で示し→によって本来の接続を掲げるならば、

- (24) 「青天」[蒼雷] xanh blời → blời xanh  
 (25) 「黄天」[罔雷] vàng blời → blời vàng  
 (27) 「青雲」[蒼梅] xanh mây → mây xanh  
 (30) 「紅雲」[鐸梅] đỏ mây → mây đỏ  
 (31) 「黒雲」[忍梅] đen mây → mây đen  
 (48) 「大雨」[戈麦] cả mưa → mưa cả

などの如くであり、このような例は枚挙に暇がない。

一方、目標言語が所有しない語彙が、起点言語として掲げられた中国語によって、遽かに造語されているやに思われる諸例について一考する。

これに関しては「占城国訳語」に見られるような例は、「安南訳語」には概して見当たらない。「日本館訳語」や「琉球国訳語」を見る限りでも該当する同類の語彙は見出し難いように思う。再び初歩的手段で「天文門」を検証すると「占城国訳語」が収容する六十一項目に対して「安南訳語」は五十二項目であり、前者が掲示する(54)「小雨」[乃胡沾]と、後者の(50)「雨小」[麦別]を通義する類似の例と数えるならば、「安南訳語」にあって「占城国訳語」にないものは十四項目、その逆は二十一語に数える。この数字の差は、ここに関心をもつ問題には直接には関わらないかも知れぬが、少なくとも「占城国訳語」の(8)「霜」[沾]、(10)「雪」[八胡沾]、(14)「氷」[八牙]、(15)「雹」[卜]、(59)「下雪」[胡沾唵喇]などを「安南訳語」は欠いており、その数字だけでも収容語数が少ないことになる。「安南訳語」がこれらの語彙を取めていない理由は、多分南方の言語に該当語彙が存しないという理解が前提になっていたやも知れぬし、かつ言語事実もまたその通りであったと考えられる。

いうまでもなく、ヴェトナム語が中国語の「雪」「霜」「氷」などの語彙を全く所有していなかったというわけではなく、これらの漢字を字音で読む、字音語または漢越語として、それらはすでにこの時代にこの言語の語彙に含まれていたに違いないが、概念として把握されていたことと、民族

語彙としての該当語彙が存在しないことが全く別個のことであることが「安南訳語」の編纂者には、ともあれ理解されていた結果がここにあるのではなかろうか、と思われる。つけ加えていうと「氷」を〈石〉と〈水〉の修飾連接で *nuóc đá* 〈石の水〉の如くいう語の出来や、「霜」の字音 *sương* が、この言語で中国語の「霧」に該当する語彙に変化した時期の考証は、今は詳しくしないが、しかし丙種『華夷訳語』の時代に直接に続く時代の言語を反映する Alexandro de Rhodes の *Dictionarium Annamiticum Lusitanum, et Latinum* (1651) を披見しても、これを徴することができないので、この当時のヴェトナム語にはこうした語彙は存在せず、従ってはじめから「訳語」の中国語にこの語は揭示されなかったと理解しておくのが穏当の考え方である。

そして少くとも占城語に限れば、以上の如き欠陥を有するテキストが、「学習書」として通用していたとすれば、会同館の通事の語学力は、敢えて疑われるべき水準であったとする見解があっても不思議ではない。

しかし後述のように『大明会典』によって推測すれば、事実は必ずしもそうではないらしく思われる。よってこの「訳語」が本来如何なる性格で、いかなる場所で用いられていたか、あるいはどのようにして編纂されたかを最終的に考えることとする。

## 六

丙種『華夷訳語』に含まれている、諸言語の「某々訳語」の数は諸伝本のうち、すでにいったように「阿波国文庫本」と「河内本」が十三種で最も多く、「静嘉堂本」と「倫敦本」がこれにつき、それぞれ十一種である。丙種『華夷訳語』が十三種以上の「訳語」を含まなかったことはすでに十分な推理を得ている。

Maspero は会同館が一応の体裁を整えたのは、成化五年(1469)年であり、『大明会典』「兵部」が記すところによって、会同館が十八処から成り、十八処はすなわち朝鮮、日本、琉球、安南、真臘、暹羅、占城、瓜哇、蘇

門答喇，滿喇加，達達，回回，女直，畏兀兒，西蕃，河西，緬甸，雲南百夷の諸処で，通事の額員が六十名であったとし，かつ三種『華夷訳語』が編纂されたのは，この前後の頃から，写本の奥書で明らかな「倫敦本」成立の嘉靖二十八年（1549）の間と考えた。しかし，その後の研究により，成化二十年（1484）以降に，幾つかの理由で，このうちの真臘，瓜哇，蘇門答喇，河西，緬甸の五処が廃された後，当時在任した通事の残任期間を考慮した成化二十三年（1487）以降，嘉靖二十八年の間に『華夷訳語』の編纂が行われ，よってこの資料が十三種の各「訳語」を含む形で成立したとする説が行われている<sup>(9)</sup>。これは妥当の考えとしなければならないであろう。しかし，それらの「某々訳語」の編纂は十三処の通事をもって一斉に統制された形で行われたとは限らない。それぞれの「訳語」の中国語の内容の異同が大きいのはそれを物語っていると考えることが出来るように思う。仮にそうであるとすれば，編纂の方法も，その過程もまちまちであって，教科書の規格に合う出来のよい「某々訳語」もあれば，参考書や簡単な語彙集の類にとどまるものもあり，中には通事やその周辺にあった修学中の者の「学習した言語を録した」字語帳が，たまたま十三種の「訳語」をとりまとめて一本に編まれる時に，採用されるようなことがなかったとはいえない。

さらにまた『大明会典』「礼部」の記事<sup>(10)</sup>によれば嘉靖二十年（1541）からは礼部が吏部に会同して在館の通事を序班する考試を行い，成績によってこれを三等にわけ，成績一等の者はなお会同館にもとのごとく供事させたが，成績二等の者については罰を量り，姑らく学習することを義務づけ，成績三等の者は黜退せしめて民と為したとある。つまり罷免して官吏の籍から除いたのである。またまだ実務に就くにいたらぬ通事の候補者は熟練の序班について学習を命ぜられ，毎日番漢の字語帳一帳を書写せしめ，毎月朔望には会同館の序班の考校をうけ，季末には本部各館の官員や通事人等が参錯して出題し，厳しく考校を加えたとしている。これは会同館当局が通事に対していかに厳しい学習と試験を課していたかを物語るものであるが，成化年間のはじめに十八処に六十名の額員であった通事は，前述の

ように成化二十年以後においてはより少ない員数になっていたはずであるから、その競争がいかに厳しかったかが判るのである。

競争の厳しい試験が行われるときに難語を凝らした問題が出題されるのは必定であって、出題者側と受験者側のいずれもが難義語彙集のごときを用意していたに違いない。先にみた「占城国訳語」の問題になるような部分は、そういった字語帳の内容を反映している可能性がないとはいえないと思う。

以上にいうところは「占城国訳語」がその他の「某々訳語」にくらべて語学的に勝れた学習書であったか否かを疑うべき可能性をいったのであるが、考釈を進めていく過程で、この感想が逐次に否定されて行けば、それだけこの「訳語」の言語資料としての価値は高くなっていくが、その逆の推論が得られることもあろうと考えている。

最後に残った問題は、各「訳語」などにおける中国語に対照せしめられる語彙が、はじめどのようにして採集されたかである。仮に丙種『華夷訳語』の成立が、より嘉靖二十八年に近い時期であり、そして全体として一斉に編纂されたものとすれば、各「訳語」部分はそれぞれの処に所属する通事によって、いわゆる informant の協力を、同称にして仰いだはずである。嘉靖二十八年に近い時期とはすなわち、中国に朝貢して会同館にいたる占城国の使臣の姿が漸く見られなくなる時期に当たっている。初めにいったように占城国は既にこの頃、亡国の淵に立っていたのであって、それは大越国ヴェトナムの正史、『大越史記全書』が書いている通りであったであろう<sup>(11)</sup>。『大明実録』によれば<sup>(12)</sup>、正徳年間になお四次を数えた占城の朝貢は、嘉靖年間には僅かに一次を数えるのみで、その最後の一次は嘉靖二十二年、記事にただ「献方物」とある。その他の国や地域から京師にいたる使臣や随員について、他処の通事が求めることができたような informant の協力を、占城語の通事らは得られなかったであろうと思うが、どうであろうか。「占城国訳語」が少なからぬ不備を有するとすれば、こうした事情も大きくそこに反映されているとしなければならない。



## 追記

- (0) 本誌が文学部文学科の学生諸君に配布されるきまりに鑑みて、『華夷訳語』全般の理解のために以下の(01)と(02)に若干の追補を誌すこととする。
- (01) 甲種、乙種、丙種の相違についていえば、まず甲種『華夷訳語』は明の洪武十五年(1382)太祖の勅命を奉じて翰林侍講の火源潔、同編修の馬沙亦黒等が編纂し、同二十二年(1389)翰林學士の劉三吾の序を附して、この年に刻板され、頒行されたモンゴル語と中国語の対訳辞書である。それは『華夷訳語』というよりも、むしろはじめより「韃靼訳語」ともいふべきものであり、丙種の体裁が乙種よりも、より甲種のそれに倣っていることはあるけれども、丙種の成立過程については、甲種は考慮するに及ばないと考えられる。これに対して乙種本と称せられるものは、はじめから抄本で伝わるものと、板本によって行われたものの二種があるが、明の永楽五年(1407)、四夷館が置かれてより以来、この館において館員の必要上編述されたものと考えられ、明と交渉をもつ諸国や諸地域から明朝朝廷に送られた「來文」と称する表文の胡漢対訳冊と、「雑字」と称する対訳語彙集から成っている。その「雑字」では目標言語の語彙を表記するのに当該言語の文字、いわゆる胡字と、漢字による表音表記と中国語訳の三種を併記しており、四夷館が清の順治元年(1644)に四譯館と名を改め、職権の内容がほぼそのまま清朝に引継がれた後にも、引続いて改削や増補を加えられた。このために乙種は幾種かの別種本を有する『華夷訳語』として伝わっている。成祖治世の初めに設置された四夷館は主として諸外国の朝貢使が明朝に出す書翰や文書の翻訳をつかさどった官署であるが、そのはじめにすでに韃靼、女直、西蕃、西天、回回、百夷、高昌、綿甸の各館、あわせて八館があり、これらの諸国の言語の翻訳者ないしは通訳官の養成もここで行なわれていたというから、この資料は早くから少くとも以上の八種の諸言語を含む語彙集であったことは間違いない。武宗の正徳六年(1509)に八百館、そして万暦七年(1579)神宗の朝には暹羅館が設置されたから、上のように時代を逐って改作が行われたとすれば、明代後期に別

途に丙種本が編纂される頃までに、すなわち遅くとも四訳館がその事業を引きつぐその以前に、それは十種の言語資料を含み、しかもその後も丙種本と平行して行われていたことになる。そして実際に明代の写本で伝わる数種の伝本は、いずれも完本ではないものの、その内容が最も豊富な旧ペルリン図書館蔵の鈔本、いわゆる「伯林本」と称するものには、蒙古、緬甸、女真、西蕃、委兀兒、回回、百夷、八百、暹羅、西天など十種の言語資料が含まれている。

このほかに、清の乾隆十三年（1748）に会同館が翰林院に属す四訳館をあわせて会同四訳館と称した後、ここで編述された、三十六種の言語を収録した内容をもつ『華夷訳語』の存在が紹介されたことがあり、これを丁種『華夷訳語』ということがあるが、もと北京の故宮博物館の寿安宮と、ヴェトナムのハノイのフランス極東学院 École Française d'Extrême Orient が鈔本を所蔵していたとされるそれは、その後の所在が明らかでないものの、明らかに、明代の言語資料と取り分けて扱われる素性のもと考えられている。

- (02) 甲、乙、丙の3種の『華夷訳語』は以上のように、成立の事情も、その成立年代も互いに全く異なっており、そのためにその内容も、辞書の体裁も——これを lexicographie といいよいかどうかは躊躇するが——互いに共通するところがある一方で、恐らくはそれが如何なる目的で編纂されたかを窺い知り得るように、大体がおおいに異なっている。

版本で伝わる甲種『華夷訳語』は、語彙の部分と文例の部分から成っており、その体裁は、おおむねのところ、明初の、モンゴル語の漢字による音譯に中国語の逐語訳及び意識を付した、モンゴル民族の長編の史的叙事詩『元朝秘史』の体例に倣っており、文例部分は一語毎に直訳をつけた上に、段落毎に意識を添え、漢字によるモンゴル語の音訳には「厳格なる基準を設けて表記の正確を期して」(石田博士解題)、一語毎に括弧を傍書し、相当する漢字の音訳を記す方法がとられている。一方、乙種『華夷訳語』は、諸言語の単語を、先ず当該言語の文字そのもので表記しているところが前者とおおいに異なるところは前述の如くで、「雑字」の部分は語彙項目

のそれぞれに漢字の音訳と中国語訳を併記し、「來文」部分は——前にあげたものの中で緬甸、委兀兒、回回＝ビルマ語、ウイーグル語、ペルシャ語の各編冊はその「來文」を欠いているけれども、——胡漢対照の方式による掲げ方がなされている。甲種と乙種の『華夷訳語』のこのような体裁に対して、すべて鈔本で伝わる丙種『華夷訳語』は、甲種の文例、乙種の來文のようなものを一切含まず、対象言語をその文字で表記することもなく、縦書きの書冊の各行上段に天文門、数目門などのおよそ十七乃至は十九門別に分類した中国語を置き、下段にこれに対する目標言語の語彙を漢字の音で示すという方式をとった、簡単な対訳語彙集となっている。見出し語の数がたかだか数百語を取めるに過ぎぬ作品であるから、簡単なという修飾をせざるを得ないが、にもかかわらずそこに収録されている言語が、いずれも、少なくとも十六世紀から十七世紀に及ぶ時代の言語資料に乏しいことから、その音訳の漢字が、実際にいかなる語彙であるかについて興味を抱かざるを得ない貴重な言語資料とされている。

#### 注

- (1) Nguyễn Hoàng Chùng và Y-Mơ Ê-Ban : Học Tiếng Êđê. Sài Gòn. 1961. Pp.281.
- (2) Kawamoto, K. thong J. Pa-Nrang : Tha Rituh Sram Pwoch Săp Căm, 1964, inédite. Pp.353.
- (3) *Bulletin of The School of Oriental Studies*. London. Vol. X. Part 1, pp.53-91,1939.
- (4) E.Aymonier et Cabaton. *Dictionnaire Căm-Français*. Publications de L'École Française d'Extrême-Orient. Vol. VII. Paris. 1906. Pp. 587.
- (5) Gerard Moussay. *Dictionnaire Căm-Vietnamien-Français*. Phanrang, 1971. Pp. 498.
- (6) この表の縦第1欄と第2欄が原本の記載事項、同第3欄は Edwards and Blagden が Herbert A. Giles : *Chinese-English Dictionary*. 1912, によって第2欄の漢字に付した北京官話音、第4欄は同じく注(4)による古城語の正書法、第5欄は注(5)に倣った正書法である。

- (7) 許鈺：「占城国訳語訳注」『南洋学報』第六卷，第一輯，1950，pp.31-55
- (8) Henri Maspero. "Étude sur la phonétique historique de la langue annamite. — Les Initials." *Bulletin de l'École Française d'Extrême-Orient*. XII, P.8. Note.
- (9) 大友信一，木村晟『日本館訳語，本文と索引』1968，pp.40～46.
- (10) 『大明会典』卷之一百九，「礼部六十七」。
- (11) 『大越史記全書』「本紀」卷之十二～卷之十四。
- (12) 『大明実録』卷之二百七十五。

\* 本稿は1988年度の文部省科研費による重点領域研究「東アジア比較研究」及び高橋産業経済研究財団の研究補助費による共同研究「東南アジアに対する中国のイメージと影響力」における研究ノートの一部であることを付記する。